

議案第43号

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月6日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、都市計画法第12条の4第1項の規定により、田辺北地区において綴喜都市計画の地区計画を定めることに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和63年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

田辺北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された綴喜都市計画田辺北地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

田辺北地区地区整備計画区域	A地	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 法別表第2(と)	—	100㎡とする。ただし、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。また、換地時において、現	—	—	田辺北地区地区計画に表示する壁面線を超えて建築してはならない。この場合において、第8条ただし書
---------------	----	---	---	---	---	---	---

		<p>項第2号及び第3号に掲げる工場（作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場は除く。）</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 畜舎（ペットショップ、動物病院その他これ</p>		<p>に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適</p>			<p>の規定は、適用しない。</p>
--	--	---	--	---	--	--	--------------------

		らに類するものに附属するものは除く。 ) (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介	用しない。 。			
--	--	---	------------	--	--	--

		営業の 用途に 供する もの					
B地 区	次に掲げる 建築物	(1) 住宅 (2) 住宅 で事務 所、店 舗その 他これ らに類 する用 途を兼 ねるも の (3) 共同 住宅、 寄宿舍 又は下 宿 (4) 工場 (建築 基準法 施行令 第13 0条の 6に定	—	—	31m	—	—
					とする。		

		<p>めるものを除く。)</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(9) カラ</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>オケボ ックス その他 これに 類する もの</p> <p>(10) マ ージャ ン屋、 ぱちん こ屋、 射的場 、勝馬 投票券 発売所 、場外 車券売 場その 他これ らに類 するも の</p> <p>(11) 風 俗営業 等の規 制及び 業務の 適正化 等に関</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの</p>				
C地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用</p>	—	<p>100㎡とする。ただし、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の</p>	<p>31mとする。</p>	—	<p>田辺北地区地区計画に表示する壁面線を超えて建築してはならな</p>

	<p>途を兼ねるものの</p> <p>(3) 法別表第2(と)項第2号及び第3号に掲げる工場(作業場の床面積の合計が300㎡を超えない自動車修理工場は除く。)</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 畜舎</p>	<p>敷地は、この限りでない。</p> <p>また、換地時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、そ</p>			<p>い。この場合において、第8条ただし書の規定は、適用しない。</p>
--	---	---	--	--	--------------------------------------

		<p>(ペットショップ、動物病院その他これらに類するものに附属するものは除く。)</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同</p>	<p>の全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。</p>			
--	--	--	--------------------------------------	--	--	--

		<p>条第9 項に規 定する 店舗型 電話異 性紹介 営業の 用途に 供する もの</p>				
D地 区	<p>次に掲げる 建築物</p> <p>(1) 法別 表第2 (と) 項第2 号及び 第3号 に掲げ る工場 (作業 場の床 面積の 合計が 300 m<sup>2</sup>を超 えない 自動車 修理工</p>	—	<p>100 m<sup>2</sup>とする 。ただし 、警察署 、派出所 その他こ れらに類 する公益 上必要な 建築物の 敷地は、 この限り でない。 また、換 地時にお いて、現 に建築物 の敷地と して使用</p>	<p>31m とする。</p>	—	—

		<p>場は除く。)</p> <p>(2) 法別表第2(と)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 畜舎(ペットショップ、動物病院その他これらに類するものに附属するものは</p>	<p>されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>除く。 )</p> <p>(6) 風俗 営業等 の規制 及び業 務の適 正化等 に關す る法律 第2条 第6項 に規定 する店 舗型性 風俗特 殊営業 又は同 条第9 項に規 定する 店舗型 電話異 性紹介 営業の 用途に 供する もの</p>					
E地	次に掲げる	—	100	—	—	—	

	区	<p>建築物</p> <p>(1) 工場 (建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</p>		<p>m<sup>2</sup>とする。</p> <p>ただし、警察署、派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は、この限りでない。</p> <p>また、換地時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築</p>			
--	---	---	--	---	--	--	--

	<p>(3) ホテル及び旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎 (ペットショップ、動物病院その他これらに類するものに附属するものは除く。)</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理施設</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業</p>	<p>物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。</p>			
--	---	--	--	--	--

		務の適 正化等 に関す る法律 第2条 第6項 に規定 する店 舗型性 風俗特 殊営業 又は同 条第9 項に規 定する 店舗型 電話異 性紹介 営業の 用途に 供する もの					
--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による綴喜都市計画地区計画の変更の告示があった日から施行する。



京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行				改正理由
		<p>300㎡ を超えない自動車 修理工場 は除く。 ） （4）自動車 教習所 （5）倉庫業 を営む倉 庫 （6）畜舎（ ペットシ ョップ、 動物病院 その他こ れらに類 するもの に附属す るものは 除く。） （7）風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 6項に規 定する店 舗型性風 俗特殊営 業又は同 条第9項 に規定す る店舗型</p>		<p>の、又は現 に存する所 有権その他 の権利に基 づいて建築 物の敷地と して使用す るならば、 当該規定に 適合しなく なる土地に ついては、 その全部を 一の敷地と して使用す る場合は当 該規定は適 用しない。</p>				



京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行	改正理由
		<u>場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</u> (9) <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u> (10) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> (11) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する</u>						

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行		改正理由
		店舗型性 風俗特殊 営業又は 同条第9 項に規定 する店舗 型電話異 性紹介営 業の用途 に供する もの							
C地区	次に掲げる建 築物 (1) 住宅 (2) 住宅で 事務所、 店舗その 他これら に類する 用途を兼 ねるもの (3) 法別表 第2（と ）項第2 号及び第 3号に掲 げる工場 （作業場 の床面積 の合計が 300㎡ を超えな い自動車 修理工場 は除く。 ）	＝	100㎡ とする。た だし、警察 署、派出所 その他これ らに類する 公益上必要 な建築物の 敷地は、こ の限りでな い。また、 換地時にお いて、現に 建築物の敷 地として使 用されている土地で当 該規定に適 合しないも の、又は現 に存する所 有権その他 の権利に基 づいて建築 物の敷地と	31 mとす る。	＝	田辺北地 区地区計画 に表示する 壁面線を超 えて建築し てはならな い。この場 合において 、第8条た だし書の規 定は、適用 しない。			

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行		改正理由
		(4) 自動車 教習所		して使用するならば、					
		(5) 倉庫業 を営む倉 庫		当該規定に 適合しなく なる土地に					
		(6) 畜舎（ ペットシ ョップ、 動物病院 その他こ れらに類 するもの に附属す るものは 除く。）		については、 その全部を 一の敷地と して使用す る場合は当 該規定は適 用しない。					
		(7) 風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 6項に規 定する店 舗型性風 俗特殊営 業又は同 条第9項 に規定す る店舗型 電話異性 紹介営業 の用途に 供するも の							
D地区	次に掲げる建	—	100㎡	31	—	—			

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行		改正理由
	<p>建築物</p> <p>(1) 法別表 第2(と) 項第2 号及び第 3号に掲 げる工場 (作業場 の床面積 の合計が 300㎡ を超えな い自動車 修理工場 は除く。)</p> <p>(2) 法別表 第2(と) 項第5 号及び第 6号に掲 げる建築 物</p> <p>(3) 自動車 教習所</p> <p>(4) 倉庫業 を営む倉 庫</p> <p>(5) 畜舎(ペ ットシ ョップ、 動物病院 その他こ れらに類 するもの に附属す</p>	<p>とする。た だし、警察 署、派出所 その他これ らに類する 公益上必要 な建築物の 敷地は、こ の限りでな い。また、 換地時にお いて、現に 建築物の敷 地として使 用されてい る土地で当 該規定に適 合しないも の、又は現 に存する所 有権その他 の権利に基 づいて建築 物の敷地と して使用す るならば、 当該規定に 適合しなく なる土地に ついては、 その全部を 一の敷地と して使用す る場合は当 該規定は適 用しない。</p>	<p>mとす る。</p>			



京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行		改正理由
		<p>場その他 これらに 類する建 築基準法 施行令第 130条 の6の2 に定める 運動施設</p> <p>(3) ホテル 及び旅館</p> <p>(4) 自動車 教習所</p> <p>(5) 畜舎（ ペットシ ョップ、 動物病院 その他こ れらに類 するもの に附属す るものは 除く。）</p> <p>(6) 危険物 の貯蔵又 は処理施 設</p> <p>(7) 風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 6項に規 定する店</p>		<p>地として使 用されてい る土地で当 該規定に適 合しないも の、又は現 に存する所 有権その他 の権利に基 づいて建築 物の敷地と して使用す るならば、 当該規定に 適合しなく なる土地に ついては、 その全部を 一の敷地と して使用す る場合は当 該規定は適 用しない。</p>					

京田辺市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案								現 行	改正理由
		<u>舗型性風</u> <u>俗特殊営</u> <u>業又は同</u> <u>条第9項</u> <u>に規定す</u> <u>る店舗型</u> <u>電話異性</u> <u>紹介営業</u> <u>の用途に</u> <u>供するも</u> <u>の</u>							